

入札公告（建設工事）

令和6年12月9日

次のとおり一般競争に付します。

医療法人社団 桐光会
理事長 山田 亜矢

1 工事概要

- (1) 工事名 医療法人社団桐光会 調布病院 個人防護具保管庫整備工事
- (2) 工事場所 東京都調布市下石原三丁目4番地6
医療法人社団桐光会 調布病院内
- (3) 工事内容 本工事は、当法人が所有する1軒屋を個人防護具保管庫として改築を行うものである。
個人防護具保管庫整備工事 一式
- (4) 工期 約3ヶ月以内（最終完成工期は令和6年度予定）

2 競争参加必要

- (1) 次の①から③の条件を満たしていること。
 - ① 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に挙げる者。
 - ② 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過してない者に該当しないこと。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
 - 一 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたもの。
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者。
 - 三 交渉賢者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者。
 - 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者。
 - 六 契約により、契約後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。
 - 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
 - 八 前各号に類する行為を行なった者。
 - ③ ②に該当する者を入札代理人として使用する者に該当しないこと。
- (2) 民事再生法第21条第1項に基づき、再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。
- (3) 手形又は小切手が不渡りになっていないこと。
- (4) 入札公表の日から入札の日までの間において、政府全省庁並びに東京都において、指

名停止の措置を受けていないこと。

- (5) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付財務庶第 922 号）第 5 条に基づく排除措置期間中でないものであること。
- (6) 入札に参加を希望する者は、暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。
- (7) 次にあげる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。専任の要否は建設業法による。
 - ① 次のいずれかの資格を有する者であること。
1 級又は 2 級建築施工管理技士、若しくは一級又は二級建築士
 - ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、入札書の提出場所は次のとおりとする。

〒182-0034 東京都調布市下石原 3 丁目 45 番 1 号

医療法人社団 桐光会 調布病院 事務部

電話 042-484-2626 内戦 121

入札説明書等交付期間

令和 6 年 1 2 月 9 日から令和 6 年 1 2 月 2 0 日まで

平日午前 9 時 0 0 分から午後 4 時 0 0 分

ただし、12 時 0 0 分から 13 時 0 0 分の間は除く

競争参加資格関係書類の提出期限

令和 6 年 1 2 月 2 3 日 午後 4 時まで（必着）

入札書受領期限

令和 6 年 1 2 月 2 4 日 午後 4 時まで（必着）

4 競争執行の場所及び日時

場所： 東京都調布市下石原 3 丁目 45 番地 1

医療法人社団 桐光会 調布病院 2 階 205 号室

日時： 令和 6 年 1 2 月 2 5 日（水） 午前 10 時 00 分

5 その他の事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約の履行保証
落札者は、請負代金が 1,000 万円を超える場合、公共工事履行保証証券による保証（2 年の契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付すものとする。この場合の補償金額は、請負代金相当額の 10 分の 3 以上とする。
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 交渉権者及び契約価格の決定
 - ① 契約する事項に関する仕様書、設計図書等に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とし、交渉権者が複数の場合は、

入札に基づく交渉順位を付するものとする。ただし、第一順位の交渉権者（以下「第一交渉権者」という。）の申込の価格が契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、次順位の交渉権者を、その第一交渉権者とすることがある。

- ② 契約の第一交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約価格を決定する。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(5) 手続における交渉の有無 無

(6) 契約書作成の要否 要

(7) その他 詳細は入札説明書による。

【照会先】

医療法人社団 桐光会 調布病院 事務部長代行

電話 042-484-2626 内線： 121

なお、照会内容は本公告に係る事項のみとする。